

生食発0118第3号
令和3年1月18日

別紙の各省庁担当部局長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について（通知）

令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）が改正され、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」と規定されたこと等を受け、今般、別添1のとおり「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を改正いたしました。

つきましては下記に御留意の上、貴省庁におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本改正ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（品確法の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底につきましても、併せてお願いいたします。

記

1 参考資料について

本ガイドラインの参考資料については脚注に示したとおりであるが、特に「建築保全業務労務単価」は、毎年作成・公表されることから、最新の情報に基づき、予定価格を適正に設定いただきたいこと。

2 総合評価落札方式を採用する場合の留意点について

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項の規定により、実施にあたっては財務大臣に協議する必要があること。

3 国等が実施する講習会等について

今後、厚生労働省では、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会との共催により、定期的に本改正ガイドラインに係る講習会を開催することとしており、ビルメンテナンス業務の発注関係事務に携わる方について、本講習会の積極的な受講をお願いしたいこと。

4 その他

(1) 厚生労働省ホームページに本改正ガイドラインに関する情報を今後掲載する予定であるので、ご活用いただきたいこと。

(2) ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務に関する調査について、実施時期、調査項目等については、改めてご連絡する予定であること。

※添付資料は省略

(別紙)

内閣府	大臣官房長
宮内庁	管理部長
警察庁	長官官房長
金融庁	総務企画局長
消費者庁	消費者次長
復興庁	審議官
総務省	大臣官房長
法務省	大臣官房長
外務省	大臣官房長
財務省	大臣官房長
文部科学省	大臣官房長
厚生労働省	大臣官房会計課長
農林水産省	大臣官房長
経済産業省	大臣官房長
国土交通省	大臣官房長
環境省	大臣官房長
公正取引委員会	事務総局経済取引局長
衆議院事務局	事務次長
参議院事務局	事務次長
最高裁判所	事務総局経理局長
会計検査院	事務総局次長

生食発0118第4号
令和3年1月18日

各都道府県知事 殿
(契約担当課、市町村担当課扱い)

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について（通知）

令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）が改正され、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」と規定されたこと等を受け、今般、別添1のとおり「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を改正いたしました。

つきましては下記にご留意の上、貴都道府県におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本改正ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、引き続き適切に対応されるようお願いいたします。

また、貴管下の市区町村に対する本改正ガイドラインの周知徹底につきましても、併せてお願いいたします。

記

1 参考資料について

本ガイドラインの参考資料については脚注に示したとおりであるが、特に「建築保全業務労務単価」は、毎年作成・公表されていることから、最新の情報に基づき、予定価格を設定いただきたいこと。

2 総合評価落札方式を採用する場合の留意点について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定によること。

3 国等が実施する講習会等について

今後、厚生労働省では、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会との共催により、本改

正ガイドラインに係る講習会を開催することとしており、ビルメンテナンス業務の発注関係事務に携わる方について、本講習会の積極的な受講をお願いしたいこと。

4 その他

- (1) 厚生労働省ホームページに、本改正ガイドラインに関する情報を今後掲載する予定であるので、ご活用いただきたいこと。
- (2) ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務に関する調査について、実施時期、調査項目等については、改めてご連絡する予定であること。

※添付資料は省略